

役員選出内規（改定案）

’ 1 4 - 1 0 - 1 8

1. 会長の選出

会長は、会長選考委員会の推薦を経て、全国定例幹事会にて選出する。
会長選考委員会の推薦がなくとも、正会員30名以上の文書による賛同があれば、幹事会における選出候補となることができる。

全国幹事会における選出は挙手、または5人以上の要求があれば単独無記名投票によることとする。第1回投票にて過半数を得る候補者がいない場合は、上位2名による決選投票による。

2. 会長の任期等

会長の任期は2年とし、再選・再任を妨げない。
年齢については、本人の意志を尊重し、特に制限を設けない。

3. 他の役員等の選出

副会長等他の役員は、会長選出後に、会長の推薦に基づき、幹事会で選出する。ただし、会長の推薦候補に対して、1/3以上の反対がある場合は、選出されないこととする。

この項における「他の役員」とは、顧問、名誉会長、副会長、会計、会計監査及び各部長をいう。

副部長以下の人事は、役員会にて決定する。

4. 会長選考委員会

会長選考委員は、役員会にて選出し、幹事会の承認を得る。承認が得られない時は、幹事会にて協議する。

会長選考委員会の事務は、総務部が所管する。

以上